

令和3年度に小学校入学予定児童の保護者様へ

裾野市就学援助制度(新入学児童生徒学用品費)についてのお知らせ

裾野市教育委員会教育総務課

●就学援助制度とは

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をする制度です。就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」については、入学前に受給することができます。

●新入学児童生徒学用品費とは

小学校に入学する児童が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、体操服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き等)を購入するための費用です。

●新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

以下(1)(2)すべての要件に該当し、教育委員会で認定された方です。

- (1) 令和3年1月1日時点で裾野市に在住の方
- (2) 下記の項目のいずれかに該当している方

A 次のいずれかの措置を受けている方。[]は提出書類

- ① 生活保護を受けていたが停止または廃止された。[生活保護廃止(停止)決定通知書の写し]
- ② 市民税の非課税・減免、個人の事業税の減免、固定資産税が減免されている。
[非課税証明又は減免通知書の写し]
- ③ 国民年金の掛金が減免されている。[減免決定通知書の写し]
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。[減免・猶予決定通知書の写し]
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。[証書の写し]
- ⑥ 生活福祉金による貸付を受けている。[貸付決定通知書の写し]

B 上記以外の理由により、経済的に就学が困難な方。

●申請期間・方法

- ① 申請期間 令和2年10月15日(木)～11月6日(金)

※申請用紙の配布は、10月5日(月)より行います。

※申請期間以降の提出は受け付けられませんので、ご注意ください。

- ② 申請書配布場所：裾野市教育委員会教育総務課(市役所2階)
- ③ 提出先：裾野市教育委員会教育総務課(市役所2階)

④ 提出書類

- 就学援助費申請書(新入学児童用)
- 上記該当項目の[]の書類
- 令和元年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し(同居家族全員分)

※公的年金受給者の方についても年金の源泉徴収票の提出をお願いします。

※世帯が異なる場合でも、同居家族がいる時は世帯状況に氏名を記入し、源泉徴収票等を提出してください。

※既に就学援助を受けている兄弟が小中学校にいる場合は、申請書のみ提出してください。

●支給額・支給予定日等

支給額：51,060円

支給予定日：令和3年2月5日

支給方法：保護者口座に直接振り込みます。

認定結果：令和2年12月末頃、認定・非認定についてお知らせします。

●注意事項

- 今回の児童生徒学用品費の支給を受けた場合でも、「令和3年度就学援助費」の受給を希望される場合は、再度申請が必要になります。

その場合、支給項目のうち、新入学児童生徒学用品費は支給対象ではありません。

- 今回の新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後、他市町に転出する場合は、転出先の市町に支給を行なった旨を通知します。
- 今回申請をしない場合でも、4月中に令和3年度の就学援助を申請し認定となった場合は、新入学用品費を7月末に支給します。
- 今回審査に用いるのは「令和2年度就学援助の基準」ですので、4月以降の「令和3年度就学援助の基準」とは判定が変わる可能性があります。

申請書に虚偽の記載等があった場合は、認定を取り消し、援助費を返納いただくことがあります。

ご不明な点は、学校又は下記へお問合せください。

裾野市教育委員会 教育総務課 就学援助費担当

裾野市佐野 1059 (市役所2階)

TEL055-995-1837